

令和8年10月15日

長浜市議会産業建設常任委員会 資料

案件名	所管局・課	ページ
市が提訴された損害賠償請求事件の経過について	商工振興課	2
「ながはま割」デジタルクーポン事業（第2弾）の結果について	商工振興課	5

産業観光部

所管委員会	産業建設常任委員会
所管課	商工振興課

市が提訴された損害賠償請求事件の経過について

1. 事件の概要について

- ・ 事件名 損害賠償請求事件
- ・ 相手方 千住金属工業株式会社
- ・ 請求額 約 14.2 億円（14 億 2,161 万 7,571 円）

事案の概要

相手方（千住金属工業）は、本市の相撲町にある民有地を工場用地として購入するに際し、本市がその土地の用途地域を準工業地域から工業地域に変更することに協力するかのような姿勢を見せながら、後にこれを翻したとして、当該対応が違法である旨主張し、本市に対して訴訟を提起したものです。

2. これまでに行われた弁論準備手続期日

訴訟提起後、当事者双方の主張や争点を整理するため、これまで 5 回の弁論準備手続期日（非公開の WEB 会議）が東京地方裁判所において開催されました。

- ・ 令和 8 年 2 月 2 日 第 1 回弁論準備手続期日
- ・ 令和 8 年 3 月 26 日 第 2 回弁論準備手続期日
- ・ 令和 8 年 5 月 29 日 第 3 回弁論準備手続期日
- ・ 令和 8 年 7 月 24 日 第 4 回弁論準備手続期日
- ・ 令和 8 年 9 月 25 日 第 5 回弁論準備手続期日

3. 主要な争点と本市（被告）の主張

争点①：方針転換の違法性（信義則・信賴保護）の成否について

相手方の主張	本市（被告）の反論
市が工場進出を歓迎し、用途変更にも協力する姿勢を見せて相手方に期待を抱かせたにもかかわらず、やむを得ない客観的事情もないのに急に姿勢を転換させたことは、信義衡平の原則（信義則）に違反する。	用途変更は都市計画法に基づく行政判断であり、市が一貫して確約をしていない以上、法的に保護されるべき「信賴」はそもそも成立しておらず、違法性はない。

争点②：市職員の職務上義務違反（情報提供・説明義務違反）の有無について

相手方の主張	本市（被告）の反論
市は当初から変更の見込みがないのに可能であるかのような誤った見通しを教示し、不正確な情報を提供して原告を誤信させた。また、令和５年１２月１９日の直接面談においても、「可能性はほぼゼロ」という見通しをあえて伝えず、誤信を維持・助長させた。	市職員は常に「具体的な事業計画がなければ検討を進めることができない」、「確約はできない」と伝えており、事実に対する情報を教示した事実はない。また、１２月１９日の面談においても「用途変更は極めて困難」と直接原告に伝達して適切な注意喚起を尽くしており、職務上の義務違反に該当する事実は存しない。

争点③：損害額について

相手方の主張	本市（被告）の反論
土地取得代金、取得経費、弁護士費用など 計約 14.2 億円（14 億 2,161 万 7,571 円）及び遅延損害金。	本市に対応の違法性はなく、そもそも被告が原告に対し賠償義務を負ういわれがない。

4. 今後の進行スケジュールについて

第１回口頭弁論期日：証人尋問

日時 令和８年（2026 年）11 月 19 日（木） 13：30～

場所 東京地方裁判所

形式 公開法廷（対面）

※特段のことがなければ、次回をもって弁論終結（結審）の予定。

判決は法律上、結審の後、原則２カ月以内に行うこととされています。

参考. 訴訟が提起されるに至るまでの一連の経過（R8.1.29 産業建設常任委員会説明）

① 事前相談・土地検討の開始（令和４年～５年）

- ・相手方からの工場立地に関する相談が、不動産仲介業者（今藤工務店）を通じて本市に寄せられました。
- ・本市は、相撲町地先の民有地に関する情報提供及び都市計画や用途地域制度の一般的な説明を行いました。
- ・※この段階では、具体的な工場設備等の内容は示されておりました。

② 市長面談・用途制限に関する認識（令和５年９月）

- ・市長を含む市関係者と相手方役員等との面談を行いました。

- ・この際、相手方から工場計画に「熔解工程」が含まれることが示唆され、準工業地域の用途制限との関係で確認を要する可能性があることを、本市は初めて認識しました。
- ・その後、相手方等から準工業地域内では建築が不可能な設備の設置を計画している情報が提示され、市に対して用途地域の変更ができないかとの相談があったことから、市内において、法令や過去の用途地域指定の経緯、周辺の住環境との関係などの確認・整理を進めました。

③ 用途地域変更に関する検討と具体的な事業計画の提供要請（令和５年９月～）

- ・本市は、用途地域変更は都市計画上の判断事項であるため、工場の設備内容や操業形態、周辺環境への影響など、具体的な事業計画の提示を相手方に要請しました。
- ・具体的な事業計画がなければ検討を進めることはできないことを伝え、用途地域変更の確約や約束はできないことを、何度も説明しました。

④ 土地売買契約に向けた動きと市の対応（令和５年１１月～）

- ・本市は、相手方から十分な事業計画等が示されないまま、相手方において土地売買契約の締結及び代金の決済に向けた動きが進められていることを確認しました。
- ・本市は、土地売買の進行状況に左右されることなく、都市計画上の判断事項として、関係部署及び滋賀県と協議を行い、用途地域変更の可否を慎重に検討を進めました。
- ・本市は、土地売買契約（令和５年１２月２５日付）締結前である令和５年１２月１２日以降、相手方等に対して「用途地域の変更は極めて困難である」旨を繰り返し伝えました。さらに、令和５年１２月１９日には、相手方の役員等に対して直接面談の上、「用途地域の変更は極めて困難である」旨を伝えました。

⑤ 土地売買契約の締結（令和５年１２月２５日）

- ・相手方の主張によれば令和５年１２月１５日に契約締結、同月２５日に代金決済されました。

⑥ 市の最終判断（令和６年１月）

- ・関係部署及び滋賀県との協議結果等を踏まえ、周辺における住宅地形成の経緯や、平成８年の用途地域見直しの経過等を総合的に勘案した結果、本市としては、準工業地域から工業地域への用途地域変更は認められないとの最終判断に至りました。

⑦ 正式な判断の伝達（令和６年２月）

- ・令和６年２月、本市の最終判断として、用途地域の変更はできない旨を相手方に対して正式に伝えました。

⑧ 提訴に至った経緯（令和７年１０月・１１月）

- ・相手方は本市の対応が違法であるとして、損害賠償請求訴訟を提起（令和７年１０月）し、本市は令和７年１１月２０日に訴状を受理しました。

所管委員会	産業建設常任委員会
所管課	商工振興課

「ながはま割」デジタルクーポン事業（第2弾）の結果について

1. 事業概要と利用実績

- (1)事業目的 市内における消費喚起と購買意欲の向上を図るとともに、物価高騰の影響を受ける市内事業者を力強く支援し、地域経済のさらなる活性化と好循環につなげる。
- (2)総事業費 5億円（内、割引原資額：4億6,007万円）
- (3)実施期間 令和8年6月1日～令和8年7月19日（49日間）
（当初予定：令和8年6月1日～令和8年8月23日（84日間））

(4)利用実績

項目	第2弾	（参考）第1弾
利用人数	116,184人 （市内55.7%、市外44.3%）	102,075人 （市内57.5%、市外42.5%）
利用回数	324,802回	195,003回
参加店舗数	940店舗	849店舗
割引適用前消費額	約18億9,412万円	約11億1,693万円
長浜市公式LINE登録数	114,513人⇒159,567人 （+45,054人）	11,577人⇒107,940人 （+96,363人）
予算執行率	100%	100%

2. アンケート結果・満足度

■ 参加店舗の評価

- ・事業に「たいへん満足・満足」：74%
- ・次回も「ぜひ参加したい」：75.5%
- ・前年同月と比較して、売上が「大きく増えた・増えた」：60%
- ・前年同月と比較して、来客数が「大きく増えた・増えた」：56%
- ・新規顧客の割合が5%以上：67%

■ 利用者の評価

- ・事業に「たいへん満足・満足」：78.2%
- ・次回も「ぜひ利用したい」：91.2%
- ・クーポンの利用によって購入額が「かなり増えた・増えた」：74.0%

3. 第2弾の制度変更による効果（同一店舗1回ルール）

第1弾の課題であった「特定店舗への利用集中」を是正するため、第2弾では「同一店舗での利用は全期間を通じて1回限り」とするルールを導入しました。

① 店舗の分散効果：（事業者アンケート）

利用が「分散していた」：50%（第1弾：23%）

「特定店舗に集中していた」：18%（第1弾：50%）

② 新規開拓の促進：（利用者アンケート）

「普段利用しない店舗を利用した」：72.6%

4. 地域経済への波及効果（長浜企業景況調査）

長浜商工会議所が実施した「第40回長浜企業景況調査（令和8年4～6月期）」では、全体の業況DIが前期の4.5から9.8へ5.3ポイント上昇し、4期連続で改善しました。また、売上高DIも9.8から15.8へ上昇するなど、地域企業の景況感に改善がみられました。

同商工会議所では、企業の価格転嫁努力に加え、「北近江豊臣博覧会」や6月1日から実施した「ながはま割」の効果等が景況感を押し上げた要因ではないかと分析しており、本事業が地域経済の活性化に一定の効果をもたらしたことがうかがえます。

5. その他

（1）システム障害について

本事業の開始直後、委託業者による人為的な不具合（システム設定および更新ミス）により、二度にわたりシステム障害が発生しました。

事象発生後、直ちにLINE公式アカウント等で状況を速やかにお知らせし、短時間で復旧を完了しました。

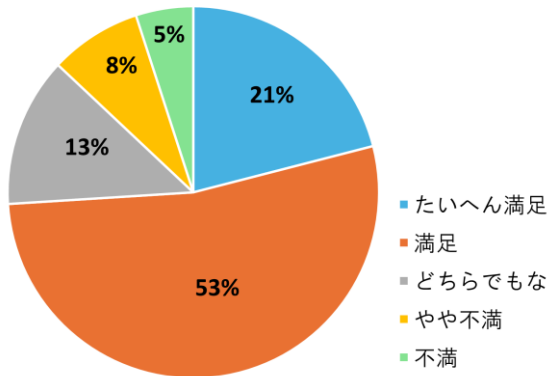
（2）アンケート自由意見からの評価

「市内・市外利用」の是非や「同一店舗1回限り」の利用制限については、事業者の業態や客層、利用者の生活環境によって賛否が分かれました。

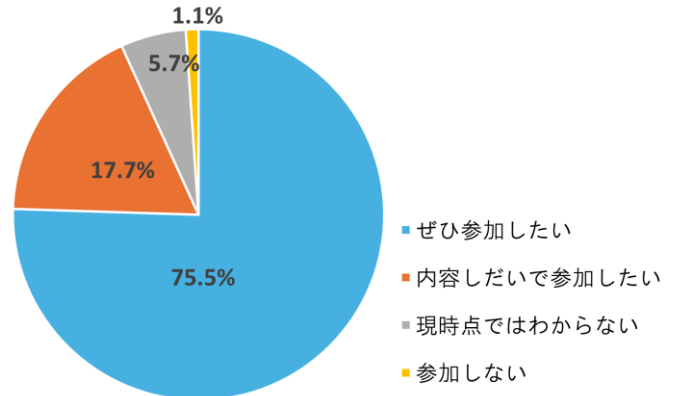
【参考 アンケート結果】

■ 参加店舗アンケート（回答件数：368 件）

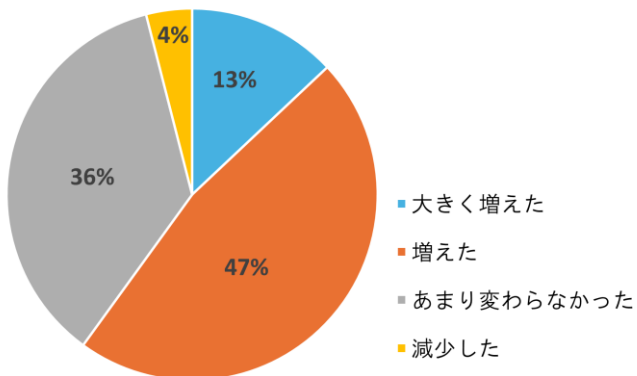
デジタルクーポン事業の満足度は？



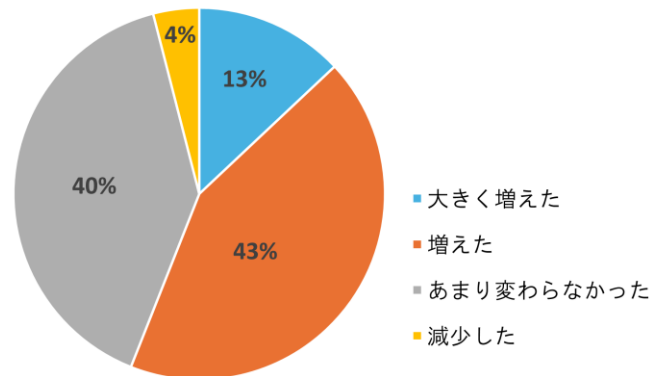
次回も参加したいと思いますか？



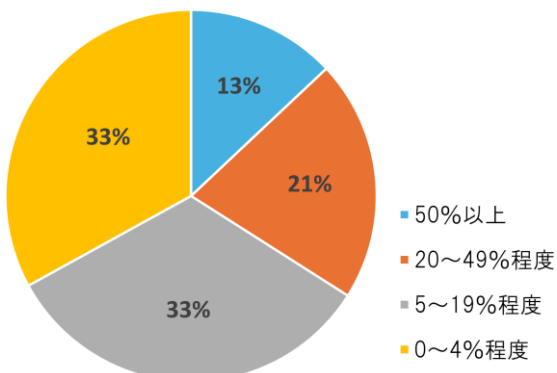
前年同月と比べて売上はどう変化しましたか？



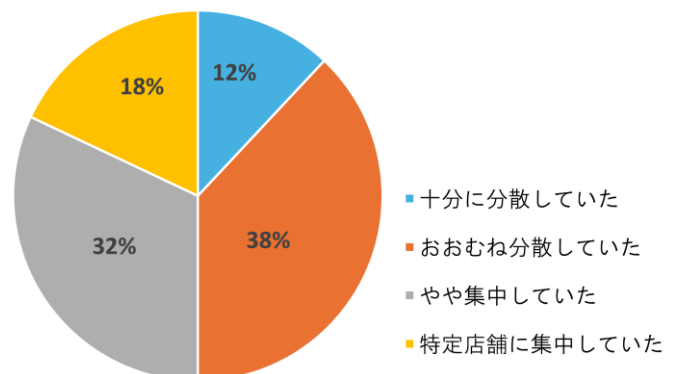
前年同月と比べて来客数はどう変化しましたか？



利用者のうち新規顧客の割合は？

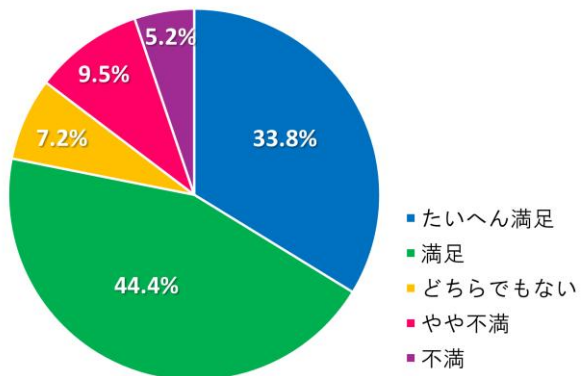


利用者の利用店舗はどの程度分散していたと感じましたか？

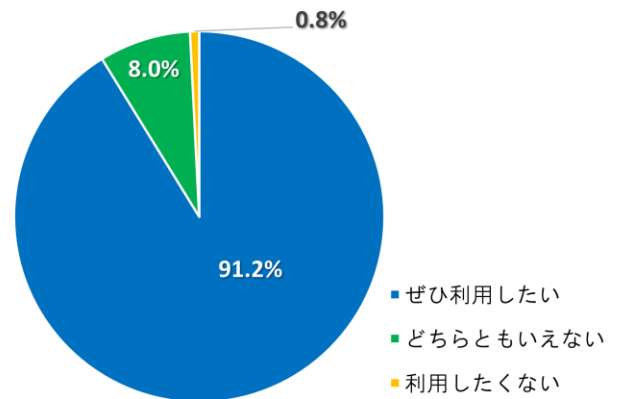


■ 利用者アンケート（回答件数：21,747 件）

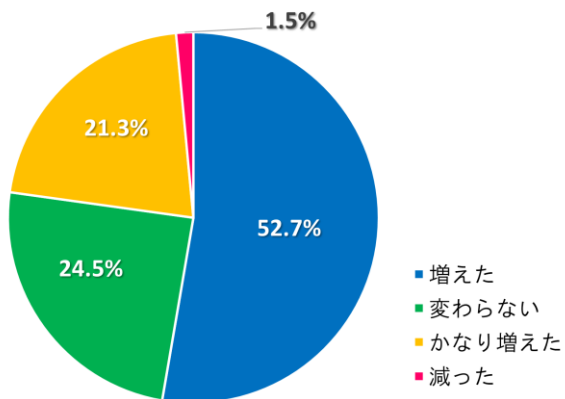
今回のデジタルクーポンの満足度を教えてください。



次回も利用したいですか？



クーポンの利用で購入額は変わりましたか？



ながはま割をきっかけに、普段利用しない店舗を利用しましたか？

